

国 スポーツ基本計画の推移

資料 2

| スポーツ基本計画 計画期間 (H24年度～H28年度) | |
|---|---|
| 第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題 | |
| 1 背景と展望 | スポーツ基本法におけるスポーツの役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として、以下の5つを掲示 |
| ① | 青少年が健全に育ち、他社との協同や公平さと規律を重んじる社会 |
| ② | 健康で活気に満ちた長寿社会 |
| ③ | 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会 |
| ④ | 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し活力ある社会 |
| ⑤ | 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され尊敬される国 |
| 2 スポーツ基本法の策定 | 計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度から概ね5年間。地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定める |
| 第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針 | |
| 「年齢や性別、生涯等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること。」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。 | |
| 1 | 子どものスポーツ機会の充実 |
| 2 | ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 |
| 3 | 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 |
| 4 | 国際競技力の向上に向けた人材養成、スポーツ環境の整備 |
| 5 | リトニカ・パ・リカ・カ等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進 |
| 6 | スポーツ界の透明性・公平・公正性の向上 |
| 7 | スポーツ界の好循環の創出 |
| 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (地方公共団体の取り組み) | |
| 1 | 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実 (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進 (2) 学校の体育に関する活動の充実 (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実 |
| 2 | 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進 (2) スポーツにおける安全の確保 |
| 3 | 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実 (3) 地域のスポーツ施設の充実 (4) 地域のスポーツと企業・大学等との連携 |
| 4 | 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化 (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成 (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築 |
| 5 | オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進 (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等 (2) スポーツに係る交際の交流及び貢献の推進 |
| 6 | ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正の向上 (1) ドーピング防止活動の推進 (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進 (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進 |
| 7 | スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 (2) 地域スポーツと企業・大学との連携 |
| 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項 | |
| (1) | 国民の理解と参加の推進 |
| (2) | 関係者の連携・協働による計画的・効果的な活用 |
| (3) | スポーツの推進のための財源の確保と効率化・効果的な活用 |
| (4) | 計画の進捗状況の検証と計画の見直し |

| 第2期スポーツ基本計画 計画期間 (H29年度～H33年) | |
|---|--|
| 第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって | |
| スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～34年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。 | |
| 第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。 | |
| 第3章で施策体系を大括り化し(4つの政策目標)、数値目標を8から20に増加。 | |
| 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針 ～スポーツが変わる。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～ | |
| 1 | スポーツで「人生」が変わる! スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。 スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。 スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。 |
| 2 | スポーツで「社会」を変える! スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。 スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。 |
| 3 | スポーツで「世界」とつながる! スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。 |
| 4 | スポーツで「未来」を創る! 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。 |
| 本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。 | |
| 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 | |
| 1 | スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 (1) スポーツ参画人口の拡大 ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上 ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実 ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保 ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実 ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保 ④ 大学スポーツの振興 |
| 2 | スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 (1) スポーツを通じた共生社会等の実現 ① 障害者スポーツの振興等 ② スポーツを通じた健康増進 ③ スポーツを通じた女性の活躍促進 (2) スポーツを通じた経済・地域の活性化 ① スポーツの成長産業化 ② スポーツを通じた地域活性化 (3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展 |
| 3 | 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 (1) 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立 (2) 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築 (3) スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実 (4) トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実 |
| 4 | クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 (1) コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進 (2) ドーピング防止活動の推進 |
| 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項 | |
| ・計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。 | |
| ・大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。 | |
| ・予算の効率的・効果的な活用と、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。 | |
| ・スポーツ振興投票制度(toto)等を活用、スポーツに対する寄附や投資を活性化。 | |
| ・計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し、検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。 | |

北海道 スポーツ推進計画の推移

| |
|---|
| 北海道スポーツ推進計画 |
| 計画期間 平成25年度～平成29年度 |
| 基本理念 「スポーツ王国北海道」の実現 |
| 基本目標1～5 |
| 基本方向 |
| 施策項目 |
| 第1章 学校と家庭・地域における子どもの運動・スポーツ機会の推進 |
| 1 子どもの体力・運動能力の向上 |
| 2 学校の体育に関する活動の充実 |
| (1) 学校の教育活動全体を通じた体力向上の取組の推進 |
| (2) 「体育」「保健体育」における学習の充実 |
| (3) 運動部活動の充実 |
| 3 スポーツ少年団体等の活動の充実 |
| 4 保護者に対する運動、スポーツの必要性についての普及啓発 |
| 第2章 世界の舞台で活躍する競技者の育成 |
| 1 技力向上に向けた戦略的な選手強化及び指導者の充実 |
| 2 本道におけるスポーツ界の好循環の創出 |
| 3 国際レベルの競技会等の開催 |
| 4 プロスポーツ等との交流の促進 |
| 第3章 若者から高齢者までのライフステージに応じた地域スポーツ活動の推進 |
| 1 地域の特色を生かしたスポーツ活動の促進 |
| 2 高齢者や障がいのある方のスポーツ体験活動などの普及・啓発 |
| 3 スポーツ関係団体等との連携・協働 |
| 第4章 道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実 |
| 1 スポーツ指導者の充実 |
| 2 地域住民が主体となったスポーツ環境の充実 |
| 3 スポーツ施設の有効活用 |

| |
|--|
| 第2期北海道スポーツ推進計画（素案） |
| 計画期間 平成30年度～平成34年度 |
| 基本理念 スポーツ王国北海道 ～「スポーツの風」で未来をひらく～ |
| 基本目標1～5 |
| 基本方向 |
| 施策項目 |
| 第2章 めざす姿と基本方針、5つの柱 |
| 1 スポーツを取り巻く背景と基本方針 |
| 【背景】 ○ラグビーワールドカップ2019 や東京2020 オリパラなどのスポーツのビッグイベント開催を契機に、スポーツを取り巻く情勢やスポーツの価値も変化してきています。 ○東京2020 オリパラは、平成32年度に開催され、本道においても、大会の成功に向けて、「オリンピック・パラリンピックムーブメント」をしっかりと捉え、大会後には、活力ある「スポーツ王国北海道」や共生社会の実現など、北海道らしいレガシーの創出をめざします。 |
| 【基本方針】 ○北海道らしく、スポーツを「する」「みる」「ささえる」 ○スポーツの価値で、北海道に好循環（ひと、もの、げんき）を生み出す ○スポーツで北海道と世界をむすぶ ○東京2020 オリパラの好機をつかみ、「その先の、道へ。」つなぐ |
| 2 計画策定における5つの柱 |
| ・柱1 スポーツで 変わる 北海道民 ・柱2 スポーツで 変える 地域・経済・共生社会 ・柱3 「どさんこ選手」の国際競技力の向上 ・柱4 スポーツを通じた人づくり ・柱5 東京2020 オリパラの開催、札幌冬季オリパラによる北海道レガシーの創出 |
| 3 めざす姿 |
| スポーツの主役は道民であり、 スポーツを実際に「する」、競技大会やプロスポーツを「みる」、ボランティアやサポーターとしてスポーツを「ささえる」、スポーツ参画人口の拡大 を図ります。 |
| 第3章 5つの柱の具体的方策 |
| 柱1 スポーツで変わる北海道民 |
| 1 様々な世代のライフステージに応じたスポーツ活動の推進 |
| 2 幼少期からのスポーツ機会の充実と子どもの体力向上 |
| 3 スポーツに親しむ場の確保 |
| 4 スポーツをみる・ささえる応援文化の構築 |
| 柱2 スポーツで変える地域・経済・共生社会 |
| 1 スポーツによる地域の活性化 |
| 2 スポーツの成長産業化 |
| 柱3 「どさんこ選手」の国際競技力の向上 |
| 1 競技力向上に向けたアスリート強化、指導者の充実 |
| 2 世界に羽ばたく次世代アスリートの発掘・育成 |
| 3 国内外からのスポーツ合宿の誘致促進や海外アスリートとの交流機会の拡大 |
| 4 ウィンタースポーツの競技力向上 |
| 柱4 スポーツを通じた人づくり |
| 1 スポーツによる人間力の形成 |
| 2 スポーツ人材の働く環境づくり |
| 3 スポーツボランティアの普及促進 |
| 4 大学との連携によるスポーツ人材の養成 |
| 柱5 東京2020 オリパラの開催、札幌冬季オリパラによる北海道レガシーの創出 |
| 1 東京2020 オリパラ開催による好機の活用 |
| 2 札幌冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成 |

江別市スポーツ推進計画 第5期と第6期の体系比較

| 第5期江別市スポーツ推進計画 | | |
|--|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 平成26年度～30年度 | | |
| 基本理念 いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを | | |
| 基本目標 | 基本方向 | 施策項目 |
| Ⅰ 生涯スポーツの推進 | 基本方向1 生涯各期におけるスポーツ活動の機会提供と充実 | (1) 幼児のスポーツ |
| | | (2) 青少年のスポーツ |
| | | (3) 成人のスポーツ |
| | | (4) 高齢者のスポーツ |
| | | (5) 障がい者のスポーツ |
| | 基本方向2 各領域におけるスポーツ活動の充実と関係機関・団体との連携 | (1) 生涯スポーツ・地域スポーツ |
| | | (2) 学校における体育・スポーツ |
| | | (3) 競技スポーツ |
| | | |
| | | |
| Ⅱ 地域スポーツ活動の推進 | 基本方向1 団体活動の活性化促進 | (1) 団体活動活性化のための統括団体への協力 |
| | | (2) 指導者の育成及び研修機会の提供 |
| | | (3) スポーツ指導プログラム等の情報提供と充実 |
| | | (4) 学校・スポーツ関係機関・民間企業等への情報提供と相談活動 |
| | | (5) スポーツ・健康づくり活動への参加奨励・啓発促進 |
| | 基本方向2 地域に密着した総合型地域スポーツクラブの育成・支援 | (1) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 |
| | | |
| | 基本方向3 スポーツ・健康づくりの情報提供や相談体制の充実 | (1) スポーツ・健康づくりの活動機会に関する情報提供や相談体制の充実 |
| | | (2) 気軽にスポーツに親しめる機会の提供 |
| | | (3) スポーツ・健康づくりに関する医療・福祉機関等との連携 |
| 基本方向4 えべつ市民健康づくりプラン21と連携したスポーツや運動を通じた健康づくりの推進 | (1) えべつ市民健康づくりプラン21と連携した健康づくり | |
| | | |
| Ⅲ スポーツ環境の整備・充実 | 基本方向1 スポーツ施設の整備・充実 | (1) 市民の活動要求に応える施設の整備・充実 |
| | | |
| | 基本方向2 スポーツ施設の適正な管理運営 | (1) 市民が利用しやすい施設運営と適切な管理 |
| | | (2) 施設管理団体との連携 |
| | (3) 他所管類似施設との連携 | |

| 第6期江別市スポーツ推進計画 | | |
|--|--|--|
| 平成31年度～35年度 | | |
| 基本理念 いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを ～スポーツで築く「健康都市えべつ」～ | | |
| 基本目標 | 基本方向 | 施策項目 |
| Ⅰ 生涯スポーツの推進 | 基本方向1 生涯各期におけるスポーツを「する」機会の提供と充実 | (1) 幼児のスポーツ |
| | | (2) 青少年のスポーツ |
| | | (3) 成人のスポーツ |
| | | (4) 高齢者のスポーツ |
| | | |
| | 基本方向2 各領域におけるスポーツ活動の充実と関係機関・団体との連携 | (1) 生涯スポーツ・地域スポーツ |
| | | (2) 学校における体育・スポーツ |
| | | (3) 競技スポーツ |
| | | (4) 障がい者のスポーツ |
| | | (5) 女性のスポーツ |
| Ⅱ 地域スポーツ活動の推進 | 基本方向1 地域スポーツ活動の活性化促進 | (1) 団体活動活性化のための統括団体への協力 |
| | | (2) 地域スポーツを「ささえる」指導者及び育成母集団の育成・研修機会の提供 |
| | | (3) スポーツ指導プログラム等の情報提供と充実 |
| | | (4) 学校・スポーツ関係機関・民間企業等との連携によるスポーツ活動の推進 |
| | | (5) スポーツ・健康づくり活動への参加奨励・啓発促進 |
| | | (6) 身近なところで競技スポーツを「みる」機会の提供 |
| | 基本方向2 地域に密着した総合型地域スポーツクラブの育成・支援 | (1) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 |
| | | |
| | 基本方向3 スポーツ・健康づくりの情報提供や相談体制の充実 | (1) スポーツ・健康づくりの活動機会に関する情報提供や相談体制の充実 |
| | | |
| 基本方向4 えべつ市民健康づくりプラン21等と連携したスポーツや運動を通じた健康づくりの推進 | (1) えべつ市民健康づくりプラン21等と連携した気軽にスポーツに親しめる機会の提供 | |
| | (2) スポーツ・健康づくりに関する保健・福祉機関等との連携による相談体制の充実 | |
| Ⅲ スポーツ環境の整備・充実 | 基本方向1 スポーツ施設の計画的な整備と充実 | (1) 市民の活動要求に応える施設の整備・充実 |
| | | (2) 公共スポーツ施設整備に関する計画の策定検討 |
| | | (3) 北海道の公共施設・民間・大学との連携によるスポーツ施設の活用促進 |
| | 基本方向2 スポーツ施設の適正な管理運営 | (1) 市民が利用しやすい施設運営と適切な管理 |

